

「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準等検討委員会」について

1. 趣旨

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」（以下「移動等円滑化基準」）については、平成 18 年 12 月 20 日に施行されてから約 10 年が経過したところ。この間、高齢化社会の進展はもとより、東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けた「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」（以下「AGL」）策定の動きや、障害者差別解消法の施行、訪日外国人数の著しい増加（733 万人（平成 18 年度）から 1974 万人（平成 27 年度））など、バリアフリー・ユニバーサルデザインを取り巻く環境は大きく変化してきている。

こうした中、「観光ビジョン実現プログラム 2016」（注 1）及び「ユニバーサルデザイン 2020 中間とりまとめ」（注 2）においては、移動等円滑化基準及びバリアフリー整備ガイドライン（注 3）の改正内容を議論する検討会を設置し、平成 28 年度末を目処に結論を得て 29 年度中を目途に改正することとされている。

このため、移動等円滑化基準及びバリアフリー整備ガイドラインの改正内容の検討を行う委員会を開催し具体の改正内容の方向性を整理することを目標とする。なお、29 年度においては、必要に応じ追加的な検討も行うこととする。

注1：平成28年5月13日 観光立国推進閣僚会議決定

注2：平成28年8月 2日 ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議決定

注3：「公共交通機関の旅客施設の移動等円滑化整備ガイドライン」及び「公共交通機関の車両等の移動等円滑化整備ガイドライン」

2. 委員会構成（資料 1 参照）

- 構成員：学識経験者、障害者団体等、公共交通事業者及び関係団体、国土交通省関係課 等
- 事務局：国土交通省総合政策局安心生活政策課、JTB 総合研究所

3. スケジュール

- 委員会は 3 回（10 月 31 日、12 月下旬、3 月上旬を予定）開催する。
- 平成 28 年度末までに改正内容の方向性を整理する。

※29 年度には本検討委員会の検討結果等を踏まえ、移動等円滑化基準及びバリアフリー整備ガイドラインの改正に向け、さらなる検討・作業を行う予定。